

身体的拘束等の適正化のための指針

J A北海道厚生連

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。JA北海道厚生連では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、可能な限り、身体的拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の第11条4項では、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。」としています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にあり、緊急やむを得ない場合には、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体的拘束等が一時的なものであること。

2. 身体的拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) JA北海道厚生連では、原則として身体的拘束等を禁止します。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

入居者本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を全て満たした場合の

み、入居者本人・家族へ説明し、同意を得て行います。

また、身体的拘束等を行った場合は、十分な観察や経過の記録等を行い、可能な限り早期に拘束等を解除できるよう努めます。

3. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

J A北海道厚生連では、身体拘束等の適正化に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

(2) 目的

- ① 施設内での身体的拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善に向けての検討
- ② 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きの確認と妥当性の検証
- ③ 事例の集計及び分析と適正化策の検討
- ④ 適正化策の効果を評価
- ⑤ 報告された事例及び分析結果の職員への周知徹底
- ⑥ 身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導（研修の企画・実施）

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の構成員とその役割

この委員会の委員長は施設長とします。

また、専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者を配置します。

必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医等に助言を仰ぎます。

(4) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、3ヵ月に1回以上の定期会議、必要に応じて臨時会議を開催します。結果については、介護職員等に周知します。

4. 身体的拘束等の適性化のための職員研修に関する基本方針

全職員を対象に、身体的拘束等の適正化の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するとともに、J A北海道厚生連における指針に基づき、適正化の徹底を行うため、年2回以上研修を行います。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

J A北海道厚生連の全職員については、施設内で「緊急やむを得ない場合」に該当すると思われる事例が発生した場合、あるいは発生する可能性を予見した場合は、速やかに所属長へ報告をすることを義務とします。

報告を受けた所属長は、「緊急やむを得ない場合」の報告内容を速やかに確認し、身体的拘束適正化検討委員会の開催等について施設長へ指示を仰ぎます。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

入居者本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- (1) カンファレンスの実施
- (2) 入居者本人や家族に対しての説明
- (3) 記録と再検討
- (4) 拘束の解除

7. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針の概要や閲覧方法について、重要事項説明書に明記し、入居者等より、要望があれば当該指針を閲覧できるようにします。

令和 2年 4月 1日 制定